

日吉津村住民投票条例の解説

(趣旨)

第1条 この条例は、日吉津村自治基本条例(平成20年日吉津村条例第22号。以下「自治基本条例」という。)第34条第2項の規定に基づき、住民投票の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・自治基本条例第34条第2項では、「村は、住民投票の投票資格要件及び実施に関する手続き、その他必要事項について、別に条例で定めなければなりません。」と規定しています。
- ・本条例で定める住民投票は、投票資格、投票方法、成立要件など住民投票の実施に必要な諸事項を、常設型の住民投票条例としてあらかじめ定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも住民投票を実施できる制度です。

(村政に係る重要事項)

第2条 自治基本条例第34条第1項及び第35条第1項、第3項に規定する村政に係る重要事項とは、村全体に重大な影響を及ぼす事案であつて、住民の意見を直接問う必要があると認められるものをいう。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1) 村の権限に属さない事項。ただし、村の意思を明確に表示すべき事項を除く。
- (2) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- (3) 村の組織、人事及び財務に関する事項
- (4) もっぱら特定の住民又は地域に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと認められる事項

【解説】

- ・本条例で定める住民投票は、村政に係る重要事項(現在及び将来の村政や村民生活にとって重大な影響を及ぼすもので、意見が大きく分かれるようなもの)について、間接民主制を補い住民の直接参加の機会を可能とするものです。
- ・1～5号では、住民投票ができない事項を明記しています。
- ・1号では、村の権限に属さない事項は住民投票できませんが、「村の意思を明確に表示すべき事項」の場合は住民投票が可能となります。
例えば、憲法の改正、外交、防衛等は国の権限で行うものであつて、村の権限に属するものではないので、除外事項としています。
- ・2号では、法令に基づいて住民投票ができる事項は、本条例で定める住民投票からは除きます。憲法では、特定の地方自治体にのみ適用される特別法を制定しようとするときは、その地方自治体の住民投票の結果、過半数の賛成がなければ制定できません。地方自治法では、地方議会の解散あるいは首長・議員の解職請求に関して住民投票に付さなければならないと規定しています。
- ・3～4号では、村の組織・人事及び財務に関する事項、特定の住民又は地域に関する事項については住民投票の対象事項になじまないものとして除外事項としています。
- ・5号では、住民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、第1号から第4号に掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられることから、このような概括的な事項を設けています。けれども、本号に該当するには執行者である村長の自由裁量が認められるものではなく、第1号から第4号までに掲げられた除外事項と同等の合理的理由を有する必要があります。

(住民投票の請求及び投票資格者)

第3条 自治基本条例第35条第1項の規定による住民投票の実施の請求をすることができる者及び住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第9条に規定する投票資格者名簿に登録されている者とする。

(1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上日吉津村に住所を有する者（その者に係る日吉津村の住民票が作成された日（他の市町村から日吉津村に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上日吉津村の住民基本台帳に登録されている者に限る。）

(2) 年齢満18歳以上の永住外国人で、引き続き3箇月以上日吉津村に住所を有する者（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が日吉津村にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3箇月以上経過している者に限る。）

2 前項第2号に規定する永住外国人とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

【解説】

- ・本条では、住民投票の実施の請求や住民投票の投票権を有する住民（投票資格者）を明記しています。
- ・永住外国人や18歳以上の住民に参加権を認めています。これは本村の村づくりに関して、永住外国人についても参加・参画する権利を認め、未成年であっても18歳になれば、自動車免許取得が可能となったり、男性も結婚が認められたり、深夜労働なども認められることから18歳を一つの区切りとして、住民投票を通じ、地域の担い手としての自覚や権利を認めて行こうとの考えに立っています。
- ・2項では、永住外国人について説明しています。1号の永住者は法務大臣が永住を認めている方です。2号の特別永住者は、昭和20年（1945）の敗戦以前から日本に住み、昭和27年（1952）サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫の方です。

（住民投票の実施）

第4条 住民投票は、次の場合に実施する。

(1) 村長が村政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるとき。

(2) 永住外国人を含む18歳以上の住民が、村政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、村長に請求し、議会の出席議員の過半数の賛成により議決があったとき。

(3) 議員が村政に係る重要事項について、議員定数の6分の1以上の賛成を得て発議し、議会の出席議員の過半数の賛成により議決があったとき。

(4) 村政に係る重要事項について住民投票の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、議会に付議することなく、住民投票を実施しなければならない。

【解説】

- ・本条では、住民投票を実施する要件を明示しています。
- ・1号は、村長が村政に係る重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるとき。

- ・ 2号は、永住外国人を含む18歳以上の住民の50分の1以上の署名により住民投票の請求があり、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したとき。
- ・ 3号は、議員が議員定数の6分の1以上の賛成により住民投票の実施を発議し、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したとき。
- ・ 4号は、永住外国人を含む18歳以上の住民の署名が、総数の4分の1を超えた場合には、議会に付議することなく住民投票を実施します。

(住民投票の請求手続等)

第5条 住民投票の請求に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求しなければならない。

- 2 署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

【解説】

- ・ 1項では、住民投票の請求事案は二者択一で賛否を問う形式のみと規定しています。
- ・ 2項では、署名に関する手続等を明示しています。地方自治法第74条第6項は、日吉津村で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、住民投票請求のための署名を求めることはできないとされています。同条第7項は、身体の故障や文字の読み書きができないことにより署名できないときは、選挙権を有する者に委任することができること、第8項では、この場合の代筆方法、同法第74条の2では、提出された署名簿の審査、効力、縦覧、異議の申出などについて、同法第74条の3では、署名のうち無効とする署名について決められています。

(選挙管理委員会への通知)

第6条 村長は、第4条の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、日吉津村選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）にその旨を通知しなければならない。

【解説】

- ・ 住民投票を実施する場合、村長はただちにその要旨を公表し、選挙管理委員会に通知しなければなりません。

(住民投票の形式)

第7条 住民投票は、二者択一で賛否を問う形式とする。

【解説】

- ・ 課題をできる限り単純化して提示することにより、住民の判断を明確に反映させようとするもので、二者択一で賛否を問う形式とします。

(住民投票の執行)

第8条 住民投票は、村長が執行するものとする。

- 2 村長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

【解説】

- ・ 住民投票の手続等の実務は選挙とほぼ同様であるため、選挙と同じように選挙管理委員会に委任することで、投票の公正・公平性の確保と行政能率の向上を図ることができます。

(投票資格者の登録)

第9条 選挙管理委員会は、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載した名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製し、保管しなければならない。

2 選挙管理委員会は、毎年9月1日現在における投票資格者を同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、9月1日から7日までの間に住民投票を実施する場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合にあっては、登録の日を繰り延べて定めることができる。

3 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合においては、第11条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

【解説】

- ・本条では、投票資格者の登録について定めています。
- ・1項では、投票資格者名簿の調整、保管は選挙管理委員会が行うこととしています。
- ・2項では、投票資格者名簿の登録を毎年9月1日現在とすることとしています。公職選挙法では、選挙人名簿の登録を毎年3月、6月、9月及び12月に行うこととされていますが、住民投票について、選挙ほど頻繁に実施されるとは想定してないことから、登録日は毎年9月2日であること、ただし必要に応じて登録日の繰り延べができることを定めています。
- ・3項では、住民投票を実施する場合、住民投票の告示の日の前日における投票資格者を、告示の日投票資格者名簿に登録することとしています。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第10条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに投票資格者名簿に登録されている者の50分の1及び4分の1の数を告示しなければならない。

【解説】

- ・選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録したとき、住民投票の請求要件である投票資格者の総数の50分の1と、議会に付議することなく住民投票を実施できる総数の4分の1の数を告示しなければなりません。

(住民投票の期日)

第11条 選挙管理委員会は、第6条の規定による通知があった日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定める。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、鳥取県又は日吉津村の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、前項により投票日を定めたときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

【解説】

- ・選挙管理委員会は、住民投票の実施について村長からの通知があった日から起算して31～90日の範囲内で投票日を定めます。ただし住民投票の投票日に衆議院議員、参議院議員、鳥取県議会議員、日吉津村議会議員、鳥取県知事、日吉津村長の選挙が行われるときは、住民投票の投票日を変更することができます。
- ・選挙管理委員会は投票日を定めたとき、投票日や規則で定めなければならない事項を投票日の7日前までに告示しなければなりません。

(投票所)

第12条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を告示しなければならない。

【解説】

- ・選挙管理委員会は、住民投票の投票所を決定し、投票日の5日前までに投票所を告示しなければなりません。

(投票することができない者)

第13条 次の各号に掲げる者は、当該住民投票の投票をすることができない。

(1) 第9条第3項の規定による投票資格者名簿に登録されていない者

(2) 第9条第3項の規定による投票資格者名簿に登録された者であっても、投票日の当日において第3条第1項各号に該当しない者

(3) 投票日の当日、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者

【解説】

- ・本条では、住民投票をすることができない方を明記しています。
- ・1号は、投票資格者名簿に登録されていない方です。
- ・2号は、投票資格者名簿に登録されていても投票日の当日に投票資格がない方です。
- ・3号は、投票日当日に公職選挙法で定める選挙権及び被選挙権を有しない方のうち、成年被後見人、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの方、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの方(刑の執行猶予中の方を除く。)です。

(投票の方法)

第14条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、代理投票をすることができる。

【解説】

- ・本条では、住民投票の方法を明記しています。
- ・投票は1人1票で、秘密投票とします。
- ・投票は二者択一で賛否を問う形式ですので、どちらかの1つを選択して投票用紙の所定の欄に自分で「○」の記号を記入します。
- ・身体の故障その他の理由により、投票用紙の所定の欄に自分で「○」の記号を記入できない方は、代理投票することができます。

(投票所における投票)

第15条 投票資格者は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

【解説】

- ・本条では、投票所での投票方法を明記しています。投票資格者は投票日当日に自分で投票所に行って、投票資格者名簿との対照をしてから投票します。

(期日前投票等)

第16条 投票資格者は、前条の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 前項の期日前投票は公職選挙法第48条の2の規定の例によるものとし、不在者投票は同法第49条の規定の例によるものとする。

【解説】

- ・本条では、期日前投票、不在者投票について明記しています。
- ・投票資格者は、期日前投票または不在者投票を行うことができます。
- ・期日前投票及び不在者投票は、公職選挙法で定める方法と同様に行います。

(無効投票)

第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのかが判明し難いもの
- (6) 白紙投票

【解説】

- ・本条では、無効投票について明記しています。
- ・所定の投票用紙以外での投票、「○」以外の事項を記入、「○」とともに他の事項を記入、「○」を複数欄に記入、「○」の記載が選択肢のどちらに記入したのか不明、白紙は無効投票となります。

(情報の提供)

第18条 選挙管理委員会は、投票日の2日前までに、住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び第11条第2項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を村広報その他適当な方法により、投票資格者に提供するものとする。

【解説】

- ・選挙管理委員会は、投票日の2日前までに、住民投票についての必要な情報を、村広報などにより投票資格者に提供します。

(投票運動)

第19条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等住民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、第11条第1項に規定する住民投票の期日の前日までとする。

【解説】

- ・本条では投票運動について明記しています。
- ・投票運動は自由ですが、買収、脅迫など住民の自由な意思を拘束したり不当に干渉したりするような投票運動はできません。
- ・投票運動の期間は、投票日の前日までとします。

(住民投票の成立要件)

第20条 住民投票は、投票者の総数が投票資格者の数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。

2 前項に規定する要件を満たさない場合においては、開票を行わないものとする。

【解説】

- ・本条では投票の成立要件を明記しています。
- ・投票者の総数が投票資格者数の50%未満では成立しません。この場合は開票も行いません。
- ・住民投票は、村政に係る重要事項について住民の意見を直接問う必要がある場合に行われます。この趣旨から、投票率が50%を下回るということは、住民の関心が低いということで投票自体が成立せず、その開票も行いません。

(投票結果の告示等)

第21条 選挙管理委員会は前条第1項の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を村長に報告しなければならない。

2 村長は、選挙管理委員会から前項による報告があったときは、その内容を直ちに当該請求に係る代表者に通知するとともに、村議会議長に報告しなければならない。

【解説】

- ・本条では投票結果の告示等について明記しています。
- ・選挙管理委員会は、住民投票が成立しなかったとき、又は結果が確定したときは、直ちに告示し、村長に報告しなければなりません。
- ・村長は選挙管理委員会から住民投票の結果の報告があったとき、その内容を住民投票の請求を行った代表者に通知するとともに、村議会議長に報告しなければなりません。

(投票結果の尊重)

第22条 村民、議会及び村長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】

- ・住民投票は法的拘束力をもたぬものの、村民による総意として、その結果については、村民、議会そして村長が当然尊重すべきものと明記しています。

(再請求等の制限期間)

第23条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから1年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条の規定による住民投票の実施については、これを請求及び発議を行うことはできないものとする。

【解説】

- ・本条では住民投票の再請求の制限について明記しています。
- ・本条例による住民投票が実施され、その結果が告示されてから1年が経過するまでの間は、同一事案や同旨の事案の住民投票の請求及び発議を行うことはできません。

(投票及び開票)

第24条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる村の議会の議員又は長の選挙の例による。

【解説】

- ・本条では投票及び開票について明記しています。住民投票の投開票については、公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則の規定により実施する日吉津村議会議員又は日吉津村長の選挙の例によって行います。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・この条例で定める事項のほか、住民投票の実施に必要な事項は「日吉津村住民投票条例施行規則」で定めます。

附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。